

2019年〇月〇日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

全国健康保険協会佐賀支部評議会

議長 丸谷 浩介

評議員 江島 秋人

評議員 蕪竹 真吾

評議員 中島 啓子

評議員 八谷 浩司

評議員 原 憲一

評議員 平部 康子

評議員 宮原 和弘

評議員 吉村 正

(五十音順)

2020年度保険料率に係る佐賀支部評議会意見の提出について

このたび10月24日の佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しの説明を受け、2020年度の保険料率についての議論を行い、評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、2020年度の保険料率の変更に係る佐賀支部評議会意見を提出いたします。

<たたき台>

2020 年度保険料率の変更に関する意見

全国健康保険協会の 2018 年度決算では、保険料収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が下回ったことにより収支差が過去最高額の 5,948 億円（前年より 1,462 億円増加）となった。この黒字財政傾向は当面の間、続くと思込まれており、2020 年度以降の平均保険料率を 10%維持とした場合、いずれのケースにおいても準備金残高のピークは、昨年 9 月の試算時より更に 1 兆円積み上がり 4 兆円を超える勢いである。

もっとも、高齢者医療にかかる拠出金、高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載、被保険者数の伸びの鈍化等、保険財政の予測は不透明である。そこで「単年度収支均衡原則」、「収支見通し 5 年」を採用し、臨機応変な財政運営を原則としているのである。

かかる観点からすれば、指針すらない状況下で、積み増していくという現在の方針には到底納得できるものではない。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会は、2020 年度に係る保険料率のあり方について次の通り意見を提出するものである。

記

- 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあった。しかし、協会発足後そのような動きは見られず、当初の前提は既に崩れている。これ以上の格差が広がるようであれば全国一律の保険料率に戻すことも含めた検討に着手すべきである。
- 全国健康保険協会の保険料率財政均衡期間については、健康保険法第 160 条並びに附則第 5 条の 8 を遵守し、収支見通し期間を 5 年とした単年度収支を原則とすべきである。
- 法定準備金が 1 か月分とされていることに鑑み、現状以上に準備金を積み上げる状況は到底納得できるものではなく、現在の準備金を維持できる程度の平均保険料率の設定に止めること。
- インセンティブ制度の項目にかかる評価を確実に行うとともに、法定準備金を活用して都道府県単位保険料率の格差解消に資する制度を構築すること。
- 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第 7 条の 2 1 第 1 項）趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すること。

以上